2024年



## 協会けんぽ

# さが支部通信

職場内で回覧・掲示ください!

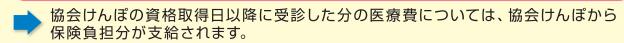


# 療養費(立替払)の支給申請のご案内

療養費(立替払)の支給申請について、2つの事例を用いてご説明します



協会けんぽの健康保険に加入手続き中のため保険証が手元になく、医療機関で医療費を全額(10割)負担した。





現在は協会けんぽに加入しているにも関わらず、過去に加入していた保険者の保険証を返却しないまま誤って使用した。後日、その保険者から医療費の返還を求められたため支払った。

過去に加入していた保険者(国民健康保険や健康保険組合等)へ医療費を返還した場合は、協会けんぽから保険負担分が支給されます。

# 協会けんぽへの申請方法

療養費支給申請書(立替払等)と添付書類を併せて、協会けんぽへご郵送ください。

※申請書は、協会けんぽのホームページからダウンロード、印刷できます。

	申請書に添付する書類 (いずれもコピーした書類は不可)	申請期限
自費で診療を受けた A さんの場合	①診療内容を記載した証明書 診療明細書 ②領収書(領収明細書) 診療に要した費用を証明した領収書	医療機関に医療費を支払った日の翌日 から2年以内
他保険者の保険証を 使用し、医療費を返還した Bさんの場合	①返還先から交付された診療報酬明細書 (封かんされているときは開封しないで封筒でと添付) ②領収書 返還先から交付された領収書	診療を受けた日の翌日から 2年以内

### マイナンバーカードを健康保険証として利用するには申込みが必要です



医療機関・薬局の 顔認証付きカード リーダーから申し込



ト記3つを準備

2マイナンバーカード 読取対応のスマホ

プブリ 「マイナポータル」 のインストール



Android

「マイナポータル」を起動する。
STEP 2
「申し込む」をタップする。

STEP 2 「申し込む」をタップする。 STEP 3 利用規約等に同意する。 STEP 4

STEP 4 マイナンバーカードを読み取る。



# 佐賀支部のインセンティブ制度取組結果は全国 1位

協会けんぽでは、事業主・加入者の皆様の取組を2年後の保険料率に反映させる 「インセンティブ制度」を導入しています。5つの評価指標に基づいて全支部を順位付けし、 上位15支部にインセンティブ(報奨金)が付与され、保険料率の引き下げにつながる制度です。

令和4年度の取組結果において、佐賀支部は47支部中1位となりました。このため、令和6年度 の保険料率で前年度比0.09ポイントの引き下げにつながりました。

※佐賀支部の保険料率(令和5年度)10.51% → (令和6年度)10.42%

### 5つの評価指標

順位 (前年度順位)

### 指標① 特定健診等の実施率

- 協会けんぽの健康診断をご家族様も含めて毎年受診しましょう。
  - ・従業員の方(35歳以上) ⇒ 生活習慣病予防健診
  - ・ご家族の方(40歳以上) ⇒ 特定健診



16位 (12付)

### 指標② 特定保健指導の実施率

●特定保健指導のご案内が届いたら積極的に利用しましょう。



1位 (38位)

### 指標③ 特定保健指導対象者の減少率

●特定保健指導の対象とならないよう、日ごろから「適度な運動」・「バランス の良い食生活」・「禁煙」など健康的な生活習慣を心掛けましょう。



2位 (16位)

### 要治療者の医療機関受診率

▶健診結果が「要治療」・「要精密検査」の場合、必ず医療機関 を受診しましょう。



9位 (5位)

### ジェネリック医薬品の使用割合

お薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の 希望を伝え、積極的にジェネリック医薬品を選択しましょう。



34位 (14位)

### 総合順位

1位

(8位)

皆様の取組が今年度の保険料率の引き下げにつながりました! 引き続き、御協力をお願いいたします。

#### 全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

- 申請書はホームページより印刷できます。
- メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報 などを無料でお届けしています。

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル Tel: 0952-27-0611 (代表)